

2026 地 税 機 第 558 号  
令 和 8 年 6 月 29 日

各 都 道 府 県 税 務 主 管 課 長 様  
各 都 道 府 県 市 区 町 村 担 当 課 長 様  
各 政 令 指 定 都 市 税 務 主 管 課 長 様

地 方 税 共 同 機 構  
理 事 長 吉 村 憲 彦  
( 公 印 省 略 )

令 和 8 年 9 月 eLTAX 及 び ホ ー ム ペ ー ジ (LTA・eLTAX) の 更 改 等 に か か る 連 絡 事 項 に つ い て

日 頃 よ り、当 機 構 の 運 営 に ご 協 力 を 賜 り 厚 く お 礼 申 し 上 げ ま す。

eLTAX 及 び ホ ー ム ペ ー ジ (LTA・eLTAX) の 更 改 等 に つ い て は、令 和 7 年 10 月 8 日 付 け 事 務 連 絡 「令 和 8 年 9 月 eLTAX 更 改 等 に 係 る 留 意 事 項 に つ い て (依 頼)」、令 和 7 年 12 月 23 日 付 け 2025 地 税 機 第 1207 号 「令 和 8 年 9 月 ホ ー ム ペ ー ジ (LTA・eLTAX) の 更 改 等 に か か る 連 絡 事 項 に つ い て」 に よ り、ご 留 意 い た だ き た い 事 項 や 依 頼 事 項 を お 知 ら せ し て い る と こ ろ で す。

標 記 更 改 に あ た り、各 団 体 の 事 務 執 行 上 必 ず ご 対 応 い た だ き た い 事 項 や ご 留 意 い た だ き た い 事 項 を、上 記 通 知 に 記 載 し て い る 内 容 を 含 め、下 記 の と お り 改 め て 通 知 し ま す。

つ き ま し て は、各 地 方 団 体 に お か れ ま し て は、上 記 通 知 及 び 本 通 知 記 載 の 事 項 に つ い て、遺 漏 な く ご 対 応 等 い た だ く と と も に、eLTAX を 利 用 し て い る 課 (会 計 課、給 与 担 当 課 等) に も 本 内 容 を 周 知 い た だ き、適 宜 対 応 状 況 の 確 認 を お 願 い い た し ま す。

ま た、各 都 道 府 県 の 市 区 町 村 担 当 課 に お い て は、政 令 指 定 都 市 を 除 く 管 内 市 区 町 村 に 対 し て、本 内 容 を 周 知 し て い た だ き ま す よ う お 願 い 申 し 上 げ ま す。

## 記

### 1 令 和 8 年 9 月 eLTAX 更 改 等 関 係

#### (1) 第 5 期 シ ス テ ム へ の 移 行 作 業 に 伴 う サ ー ビ ス 停 止

##### ア 停 止 期 間

令 和 8 年 9 月 1 9 日 (土) 0 : 0 0 ~ 令 和 8 年 9 月 2 4 日 (木) 8 : 3 0

##### イ 停 止 す る サ ー ビ ス

- ・ PCdesk や 税 務 ソ フ ト に よ る eLTAX ポ ー タ ル を 利 用 し た 申 告 ・ 申 請 及 び 納 付 手 続
- ・ 地 方 税 お 支 払 サ イ ト や ス マ ー ト フ ォ ン 決 済 ア プ リ に よ る eL-QR (eL 番 号) を 利 用 し た 納 付 手 続
- ・ OSS (自 動 車 保 有 手 続 き の ワ ン ス ト ッ プ サ ー ビ ス) に よ る 申 告 に 伴 う 納 付 手 続

##### ウ 依 頼 事 項 (サ ー ビ ス 停 止 等 に 係 る 広 報 等)

一 般 利 用 者 向 け に eLTAX ホ ー ム ペ ー ジ に て、eLTAX 更 改 に 伴 う サ ー ビ ス 停 止 に 関 す る 特 設 ペ ー ジ を 設 け て お り ま す の で、広 報 時 に ご 活 用 く だ さ い。

(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/14857>)

ま た、別 添 1 の と お り、令 和 8 年 3 月 に 一 般 利 用 者 向 け 広 報 資 材 (リ ー フ レ ッ ト) 作 成 し て お り ま す の で、あ わ せ て ご 活 用 い た だ き、広 報 に ご 協 力 を お 願 い い た し ま す。

(2) PCdesk(DL 版)と PCdesk(WEB 版)の機能構成見直しに伴う留意事項【必ずご対応いただきたい事項】

※eLTAX を利用しておられることから、自団体職員の個人住民税（特別徴収分）に係る事務担当課（例：給与担当課、会計課等）にも、連携をお願いいたします。

利用者利便の向上のため、eLTAX 更改に伴い、給与支払報告書の提出、異動届の申告、特徴税額決定通知の受領、退職納入申告、特徴税額の納入等、個人住民税（特別徴収）に関する手続きを PCdesk(WEB 版)へ移管いたします。(別添 2 「PCdesk(DL 版)及び PCdesk(WEB 版)機能構成見直しの概要」を参照)。

eLTAX 更改後は、個人住民税（特別徴収）に関する手続きや納付手続きで PCdesk(WEB 版)をご利用いただくこととなりますので、別添 2 をご確認くださいのうえ、事務処理に遺漏なきようご対応をお願いいたします。

(3) LGWAN 環境からの接続時の設定【必ずご対応いただきたい事項】

9月24日以降、PCdesk(WEB 版)をご利用いただくこととなりますが、eLTAX 更改に伴い PCdesk(WEB 版)の LGWAN 接続系の URL が変更となりますので、eLTAX 更改後（9月24日以降）に、各団体において接続及びログイン等が可能か必ずご確認ください。(URL は、今後地方団体専用ページにてご案内します。)

2 LTA ホームページ及び eLTAX ホームページの更改及び統合関係

第5期 eLTAX システムの更改にあわせて、LTA ホームページと eLTAX ホームページの更改を行います。両ホームページの更改の際に、利用者のさらなる利便性向上を図るため、eLTAX ホームページドメインは、LTA ホームページドメインへの統合を行います。「[eltax.lta.go.jp](http://eltax.lta.go.jp)」を「[lta.go.jp](http://lta.go.jp)」へ統合)。

また、更改前の LTA・eLTAX ホームページにアクセスした場合のリダイレクト（更改後の LTA ホームページへの転送機能）については、令和9年9月末まで実施いたします。

なお、FAQ サイトにおいても URL が変更となりますが、同様にリダイレクトを実施します。

区分	現行（4期） URL	R8.9.24～（5期） URL
ホームページ	<a href="https://www.lta.go.jp">https://www.lta.go.jp</a> <a href="https://www.eltax.lta.go.jp">https://www.eltax.lta.go.jp</a>	<a href="https://www.lta.go.jp">https://www.lta.go.jp</a>
FAQ サイト	<a href="https://eltax.custhelp.com">https://eltax.custhelp.com</a>	<a href="https://eltax5.custhelp.com">https://eltax5.custhelp.com</a>

(1) ホームページ更改後の新 URL

ホームページ更改の際、構成の見直しやドメインの統合を行うことから、地方団体専用ページ等を含む主な Web サイトページ新 URL を別添 3 のとおり整理いたしました。対応する旧 URL とあわせてお知らせしますので、広報資材作成時の参考としてください。

【留意いただきたい事項】

- 一括作成する封筒や広報資材等への LTA・eLTAX ホームページ URL の記載や作成している QR コード※の再作成（※QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）
- 各団体のホームページ等に記載している LTA・eLTAX ホームページ URL の変更
- リダイレクト期限までに、地方団体職員 PC に「お気に入り」登録済の団体専用ページ（地方団体）等 URL の変更

(2) LGWAN 環境からの接続時の設定 **【必ずご対応いただきたい事項】**

ホームページ更改にあたり、LGWAN 環境からの接続時の URL 等が変更となりますので、庁内情報担当課に連携いただき、ネットワーク設定等の必要な対応をお願いいたします。

なお、URL 等庁内ネットワークの設定等に必要な情報は、今後地方団体専用ページにてご案内します。

(3) ホームページ更改後の地方団体専用ページログイン

地方団体専用ページログイン時 ID 及びパスワードについては、現行の内容を引き継ぎますので、地方団体での登録作業は不要です。各団体において、最新の ID 及びパスワードをご確認願います。

(4) ホームページリニューアルに係る広報

当機構では、7月中旬頃地方団体への提供を目途に、ホームページリニューアルに係る広報リーフレットの作成を進めておりますので、リーフレットを活用した広報のご協力をお願いします。

なお、当該リーフレットは、ホームページに掲載しますので、各団体においてダウンロードいただき、ご活用ください (<https://www.eltax.lta.go.jp/dantai/support/kouhou/>)。

3 地方税お支払サイト名称変更・ヘルプデスク体制（電話番号）関係

(1) 地方税お支払サイト名称変更

令和8年9月24日に、「地方税お支払サイト」から「eL お支払サイト」へ名称変更予定です。

納付書等に名称を記載する場合は、名称変更を踏まえた適切な対応をお願いいたします。

(URL については、変更ありません。)

(2) ヘルプデスク体制（電話番号）見直し及び新設

第5期ヘルプデスクの運用開始にあたり、電話番号の統合などヘルプデスク体制を見直し、地方税お支払サイトとそれ以外のシステム・サービスでは、それぞれ別の電話回線（問合せ電話番号）を設ける予定です。

つきましては、ヘルプデスク体制・電話番号については、次のとおりです。

区分	現行（4期）電話番号	R8.9.24～（5期）電話番号
eLTAX ヘルプデスク	0570-081459	電話番号統合 0570-081459 03-6745-0720 ※IVR（自動音声応答システム）による振分けを実施
PCdesk に係る申告～納付	03-6745-0720	
PCdesk Next	0570-029410	
特別徴収税額通知	0570-081012	
個人住民税電子申告	(R8.1～運用開始) 0570-007557	
お支払サイト (自動車税・固定資産税等)	0570-080481	0570-080481 <u>03-6833-4801（新設）</u>

・留意いただきたい事項

① 納付書等作成時には、「eL お支払サイト」への名称変更を踏まえた適切な対応をお願いいたします。

②令和8年9月24日以降、一部のシステムにおけるヘルプデスクの電話番号が変更となりますが、令和9年9月16日まで、旧番号において、番号変更に係るアナウンスを実施します。また、新番号の取り扱いにつきまして、年度途中での番号新設や廃止により誤認を招くおそれがあるため、一般利用者に対しては、当機構の一般ホームページにおいて周知させていただきます。

#### 4 その他 【必ずご対応いただきたい事項】

自団体職員の個人住民税（特別徴収分）に係る事務担当課（例：給与担当課、会計課等）においても、eLTAX を利用しておられることから、各都道府県市区町村担当課においては、本通知「1 令和8年9月 eLTAX 更改等関係」・別添2について、課内行政担当へ共有いただき、当該担当から各市町村行政担当にもご周知いただきますようお願いいたします。

また、本通知については、eL-QR を活用した地方税以外の公金収納の開始に向けて、ご準備いただいている公金収納のデジタル化担当部局にもご承知おきいただきたい内容が含まれていますので、別途、都道府県及び政令指定都市公金収納のデジタル化担当課長及び都道府県市区町村担当課長へ本通知の内容について通知します。

【担当】 地方税共同機構 経営企画部 桂、重田、亀井 システム部 原、岡本
--